

山口労発雇均 0902 第 2 号
令和 3 年 9 月 2 日

一般社団法人 山口県中小企業経営者協会 会長 殿

山口労働局長



新型コロナウイルスの感染急拡大に対応した山口労働局の取組について

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度の山口県最低賃金については、山口地方最低賃金審議会における審議の結果、現行から 28 円引き上げ、時間額 857 円に改定する内容の答申が出され、9 月 1 日に官報公示を行いましたので、令和 3 年 10 月 1 日から発効する予定です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響やデルタ株による感染急拡大が続き、多くの事業者が依然として厳しい経営環境に置かれている中で、今般の最低賃金の改定に伴い、雇用コストの増加が見込まれるところであります。

山口労働局では、このような状況を踏まえ、事業継続と雇用維持を図りながら賃金を引き上げしやすい環境の整備に向けて、下記の取組を行うこととし、特に、感染症の影響を受けて厳しい業況の中小企業・小規模事業者への支援強化によって、県内企業の雇用維持や生産性向上の努力をしっかりと支援してまいりたいと考えています。

つきましては、これらの支援策の概要を、別紙のとおり「新型コロナウイルスの感染急拡大に対応した事業主支援策について」として取りまとめましたので、会員等への周知、広報誌への掲載、開催行事での当該リーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 業務改善助成金の要件緩和

中小企業・小規模事業者が、事業場内の最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資を行った場合に、その費用を一部助成する「業務改善助成金」について、令和 3 年 8 月から助成上限額を 4 5 0 万円から 6 0 0 万円に拡大するとともに、特に業況が厳しい事業主(※)に対しては、賃金引上げ額を 3 0 円以上とする場合、生産性向上に資するパソコン、タブレットの新規購入、貨物自動車等も補助対象として、設備投資の範囲を拡充しました。

※前年又は前々年同期比で売上等が30%以上減少している事業者

2 雇用調整助成金等の要件緩和

「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の業況特例等の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず雇用調整助成金等を支給します。また、助成率や上限額も現行の業況特例の内容を11月まで（※）継続します。

※12月以降の取扱いは、雇用情勢等を見極めて、10月中に改めて公表する予定です。

3 人材確保等支援助成金（テレワークコース）の推進

ウイズコロナの「新しい生活様式」に対応した働き方として、テレワークの導入が重要となっており、厚生労働省では、労働時間管理はもとより人材育成や人事評価などの労務管理全般を内容としたテレワークガイドラインを改定しました。また、テレワークに取り組む中小企業を対象とした助成制度として、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を新たに創設しました。

山口労働局では、テレワークガイドラインの周知とともに、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の活用を通じて、県内企業へ良質なテレワークの導入・定着促進を図ってまいります。

4 職場における感染防止対策の推進

職場内外での感染防止行動の徹底について、正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが重要です。

事業者の皆様には、まずは職場の現状を、「職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！（5つのポイント）」でご確認いただき、未実施事項については、「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しよう！」、「「新しい生活様式」の実践例」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」及び「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」をご参考に取組をお願いします。

山口労働局 雇用環境・均等室

【担当：雇用環境改善・均等推進指導官担
安田】

TEL：083-995-0390（内線403）

FAX：083-995-0389

E-mail：yasuda-makotoaa@mhlw.go.jp